

神栖市波崎東ふれあいセンター清掃業務仕様書

波崎東ふれあいセンターの清掃作業にあたっては、指定箇所の日常及び定期清掃を主たる任務とし、良好な環境衛生の維持と建物の保全に努めるものとする。

また、作業の実施については、労働安全衛生規則等を遵守して安全管理の万全を期し、作業基準を定め所定の業務を遂行する。

1. 基本的な作業方法

- (1) 掃き掃除は、吸塵剤を散布し、塵払いには、真空掃除機を使用するものとする。
- (2) 水拭き掃除は、常に清水を用い、汚水を飛散させることのないように、モップ布巾は、堅くしぼって使用するものとする。
- (3) ガラス器具、鏡、陶器類及び真ちゅう、ステンレス、その他金属等の清掃仕上げは、良質の乾布を使用するものとする。
- (4) 床面その他の場所で洗浄を行った場合は、汚水、洗剤、水分を完全に拭き取り、乾燥した後にワックスを塗布し、研磨機による艶出し磨きを行うものとする。
- (5) 床面等の汚れは、洗剤を用いて、汚痕の生じないようにするものとする。
- (6) 屑入れ等から廃棄物でない書類等を発見したときは、直ちに事務局長に連絡し、指示を受けるものとする。

2. 作業場所

作業場所の大要は、次のとおり。その詳細は、別紙各室別床面積表による。

(1) 共用部分

地上1階から地上2階（研修室のみ）までのエントランスホール、ホール、廊下、給湯室、便所、巾木及び扉、間仕切等の造作、壁面、天井、前室、通路等、灰皿及び屑入等の配置された備品等を作業対象とする。

(2) 専用部分

地上1階から地上2階（研修室のみ）までの所定箇所の床面、壁面、天井、巾木及び扉、間仕切等の造作を作業対象とする。

3. 作業内容

別紙作業概要表のとおり。

4. 作業日時

令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。但し、月曜日及び12月29日から1月3日を除く。

(1) 日常作業

共用部分は、午前9時から午後4時まで、専用部分は、午前9時から午前10時30分までの間に行うものとする。

(2) 臨時作業

室内配置換えに伴う床面清掃その他の臨時作業については、原則として午前9時から午後4時の間に行う。

5. 作業機械器具、諸材料等

- (1) 作業に使用する機械器具、諸材料等は、床壁面塗料を損壊することのないよう適性良質のものを用いるものとする。
- (2) 作業に使用する機械器具諸材料等一切は、業務実施者の負担とし（ゴミ袋を含む）、電力、水道、ガスは、神栖市の負担とする。

6. 清掃作業員

- (1) 清掃作業には、遅滞のないようにするため、週2日、午前9時から午後4時まで、2名以上の作業員に従事させるものとする。
- (2) 作業員は、清潔な作業服、帽子等を着用し、名札を着けるものとする。

7. 報告書の提出、委託料の支払

- (1) 毎月業務完了後は、遅滞なく業務報告書を提出するものとする。
- (2) 受理した業務報告書に基づき、委託料の支払は、毎月払とする。

8. その他

- (1) 新型コロナウイルス感染者の利用等が確認された場合は、センター管理者の指示により、共用部分について速やかに消毒作業を行うものとする。
- (2)

この仕様書は、作業の大要を示すものであるが、センター管理担当者が建物管理上または美観上特に必要と認めた軽易な作業については、本書に定められていないことについても、契約の範囲内において実施するものとする。

作業概要表

1 日常及び定期清掃

(1) 共用部分

	作業内容
ホール・廊下	(ア) 床面は箒及び化学処理モップで埃をとり除く。 (イ) 床の汚れが甚だしいときは、水拭き又は中性洗剤で拭きとる。 (ウ) 灰皿の内容物を処理し、容器の拭き掃除をする。 (エ) 屑籠の内容物を処理する。 (オ) 出入口のガラス扉等の拭き掃除をする。 (カ) 金属部分の清掃をする。
階段	(ア) 床面は箒及び化学処理モップで埃をとり除く。 (イ) 手摺の拭き掃除をする。 (ウ) 汚れの甚だしい箇所は、水拭き又は中性洗剤で拭きとる。 (エ) 金属部分の清掃をする。 (オ) 扉の埃をとり除く。
便所	(ア) 床の掃き掃除をする。 (イ) 床の水拭きをする。汚れの甚だしいときは、中性洗剤で拭きとる。 (ウ) 屑籠の内容物を処理する。 (エ) 扉、間仕切の拭き掃除をする。 (オ) 衛生陶器類を適性洗剤で洗浄する。 (カ) 洗面台を清掃し、鏡を拭きあげる。 (キ) 金属部分の清掃をする。 (ク) トイレットペーパー、水石けんを補給する。 (ケ) 汚物を搬出処理する。 (コ) シスタンクの水量調整 (サ) 大便器の水圧及び水量調整
給湯室	(ア) 床の掃き掃除をする。 (イ) 床の水拭きをする。汚れの甚だしいときは、中性洗剤で拭きとる。 (ウ) 茶殻を処理し、容器を洗浄する。 (エ) 流し台とその周辺を洗浄する。 (オ) 金属部分の清掃をする。

(2) 専用部分

	作業内容
カーペット 敷室	(ア) ジュータン床の塵埃を真空掃除機でとり除く。 (イ) 屑籠の内容物を処理する。 (ウ) 灰皿の吸殻を処理し、容器を拭きあげる。 (エ) 扉, 間仕切の埃払い。 (オ) 金属部分の清掃をする。 (カ) 床面を表面洗浄し、ワックスで仕上げる。
ビニル床 張室・フロ	(ア) 床面は箒及び化学処理モップで埃をとり除く。 (イ) 屑籠の内容物を処理する。 (ウ) 灰皿の吸殻を処理し、拭き掃除をする。 (エ) 扉, 間仕切の埃払い。 (オ) 金属部分の清掃をする。 (カ) 床面を表面洗浄し、ワックスで仕上げる。
カーペット 材	(ア) 必要に応じて床面の補修手入れをする。 (イ) 汚れの甚だしい箇所は部分補修をする。 (ウ) ソファ及びカーペットをクリーニング(化学処理)し、汚れ防止加工を行う。
フロー 材	(ア) 中性洗剤で汚れをとり除く。 (イ) 必要に応じシール剤等で仕上げる。 (ウ) 床面を表面洗浄し、ワックスで仕上げる。
畳	(ア) 中性洗剤を薄くし、固めに絞った雑巾で汚れをとり除く。 (イ) 水雑巾で拭きあげる。 (ウ) 乾布で空拭きをする。
コン トク	(ア) 適性洗剤で完全に埃, 汚れをとり除く。 (イ) 水モップ等で水分を拭きとる。
天井 面	(ア) 天井用羽根ハタキ等で塵払いをする。 (イ) 汚れの甚だしい箇所は水拭き又は中性洗剤で拭きとる。
硝子 窓	(ア) 硝子用洗剤で汚れをとり除く。 (イ) タオル又はスクイージで拭きあげる。
巾木	(ア) 中性洗剤で汚れをとり除く。 (イ) 雑巾で仕上げる。
金属 部分	(ア) 扉の取手, 階段すべり止め等の金属の汚れを磨剤でとり除く。 (イ) ウエスで磨きあげる。

○ 日常清掃

① 作業場所

No	場 所	No	場 所
1	エントランスホール1	16	教養娯楽室
2	エントランスホール2	17	給湯室
3	ホール	18	階段
4	男子便所	19	研修室
5	女子便所	20	廊下
6	事務室	21	体育館
7	談話室		
8	会議室1		
9	会議室2		
10	会議室3		
11	備蓄倉庫		
12	地域活動室1		
13	地域活動室2		
14	キッズルーム		
15	トレーニング室		

○ 定期清掃

① 作業場所 別紙参照

② 一般廃棄物の搬出（市指定袋を使用）

③ 窓ガラス（年2回、内側・外側）

ガラス用洗剤を用い、汚れを落とし、布スクイージー等で拭く。

④ エアコンフィルター清掃（年2回）

館内の各部屋にあるエアコンフィルターを取り出し、水洗いする。